

第5回教育委員会

令和4年3月24日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第35号

本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う関係規則
の整備に関する規則案について

本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

1 改正の理由

令和4年4月1日に高等学校等を大阪府へ移管すること及び新たに義務教育学校を設置することに伴い、規定を整備する必要があるため、関係する規則の一部改正又は廃止を行う。

2 改正の内容

- (1) 大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正
 - ・ 区長への委任事務にかかる対象校に義務教育学校を追加（第3条）
- (2) 大阪市教育委員会文書規則の一部改正
 - ・ 校種設廃に伴う文書記号及び文書番号の整備（第24条）
- (3) 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部改正
 - ・ 学級数の適正規模確保に努める対象校に義務教育学校の前期課程を追加（第2条及び第5条）
- (4) 大阪市立学校管理規則の一部改正
 - ・ 高等学校等にかかる規定を削除及び関連規定に義務教育学校を追加し、デザイン教育研究所にかかる規定を整備（第2条から第4条の2まで、第4条の4、第4条の5、第6条、第8条の3、第8条の7、第8条の8、第8条の11、第8条の15及び第14条から第24条まで）
 - ・ その他必要な規定整備（第2条の2、第8条、第8条の2及び第24条）
- (5) 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の一部改正
 - ・ 高等学校の授業料等にかかる規定を削り（第1条及び第3条から第15条まで）、附則において必要な経過措置を規定
- (6) 大阪市立デザイン教育研究所規則の一部改正
 - ・ 学校管理規則の改正に伴う規定の整備（第14条及び第17条）
 - ・ その他必要な規定整備（第14条）

- (7) 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する
条例施行規則の廃止
- (8) 大阪市高等学校教育審議会規則の廃止
- (9) 大阪市立高等学校学則の廃止
- (10) 大阪市立高等学校通学区域に関する規則の廃止

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第35号

本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う関係規則の整備に関する規則案

(大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正)

第1条 大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和28年大阪市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) <u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)児童及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)生徒の就学に関する</u>こと</p> <p>(3) 別に定める方針に基く<u>小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定並びに変更に関する</u>こと</p>	<p>第3条 [同左]</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) <u>小学校児童及び中学校生徒の就学に関する</u>こと</p> <p>(3) 別に定める方針に基く<u>小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する</u>こと</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市教育委員会文書規則の一部改正)

第2条 大阪市教育委員会文書規則(平成13年大阪市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(文書記号及び文書番号)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する文書番号</p>	<p>(文書記号及び文書番号)</p> <p>第24条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する文書番号</p>

は、会計年度ごとに順次付ける。ただし、指令の文書で件数が多い場合は、別に指令番号を設けることができる。

5 第2項の規定にかかわらず、区役所又は大阪市立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）あての發送文書（学校運営支援センターに係るものを除く。）で重要なものには、次表の区分による記号を先頭に表示し、会計年度別に順次番号を付ける。

記号	發送先
教委区第 号	区役所 あて
教委校第 号	学校あ て

6 第2項の規定にかかわらず、学校運営支援センターに係る区役所又は大阪市立学校あての發送文書で重要なものには、次表の区分による記号を先頭に表示し、会計年度別に順次番号を付ける。

記号	發送先
教委学運区第 号	区役所 あて
教委学運校第 号	学校あ

は、会計年度ごとに順次付ける。ただし、指令の番号で件数が多い場合は、別に指令番号を設けることができる。

5 [同左]

記号	發送先
教委区(全)第 号(全区役所共通) 教委区(特)第 号(特定区役所)	区役所 あて
教委校(全)第 号(全校共通) 教委校(小)第 号(小学校のみ) 教委校(中)第 号(中学校のみ) 教委校(高)第 号(高等学校のみ) 教委校(幼)第 号(幼稚園のみ) 教委校(特)第 号(特定学校)	学校あ て

6 [同左]

記号	發送先
教委学運区(全)第 号(全区役所共通) 教委学運区(特)第 号(特定区役所)	区役所 あて
教委学運校(全)第 号(全校共)	学校あ

	て		て
		通) 教委学運校(小)第 号(小学校のみ) 教委学運校(中)第 号(中学校のみ) 教委学運校(高)第 号(高等学校のみ) 教委学運校(幼)第 号(幼稚園のみ) 教委学運校(特)第 号(特定学校)	
備考 表中の[]の記載は注記である。			

(大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部改正)

第3条 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則(令和2年大阪市教育局規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する<u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)</u>をいう。</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>(4) 適正配置関係校 学級数の規模が適正規模である学校で、適正配置対象校(条例第16条第4項に規定する適正配</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する<u>小学校</u>をいう。</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>(4) 適正配置関係校 学級数の規模が適正規模である学校で、適正配置対象校(条例第16条第4項に規定する適正配</p>

配置対象校をいう。以下同じ。)との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域(大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成25年大阪市教育委員会規則第40号)第2条第3号に規定する通学区域をいう。以下同じ。)の変更と併せて通学区域を変更する学校をいう。

(学校再編整備計画の策定)

第5条 [略]

[2 略]

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校(本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。)の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

[4～6 略]

置対象校をいう。以下同じ。)との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域(大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成25年大阪市教育委員会規則第40号)第2条第3号に規定する通学区域をいう。以下同じ。)の変更と併せて通学区域を変更する学校をいう。

(学校再編整備計画の策定)

第5条 [同左]

[2 同左]

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校(本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校をいう。)の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

[4～6 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

(大阪市立学校管理規則の一部改正)

第4条 大阪市立学校管理規則(昭和35年大阪市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄

にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 学年を次の学期に分ける。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで</p> <p>[削る]</p> <p>(休業日)</p> <p>第2条の2 学校(幼稚園を含む。<u>以下同じ。</u>)の休業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月21日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>[(2) 略]</p> <p>(3) 春季休業日 <u>3月25日</u>から4月7日まで</p> <p>[(4) 略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(教育課程の編成)</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 学年を次の学期に分ける。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月24日(高等学校においては8月31日)</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月25日(高等学校においては9月1日)</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで</p> <p><u>3</u> 高等学校については、前項の規定にかかわらず、教育上支障のないときは、学年を次の学期に分けることができる。</p> <p>前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第2条の2 学校(幼稚園を含む。<u>第8条の4、第8条の6、第8条の8及び第8条の12を除き以下同じ。</u>)の休業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月21日から<u>8月24日(高等学校においては8月31日)</u>まで</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>(3) 春季休業日 <u>3月25日(高等学校においては3月16日)</u>から4月7日まで</p> <p>[(4) 同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>(教育課程の編成)</p>

第3条 校長は、毎年、学習指導要領（幼稚園にあつては幼稚園教育要領）及び教育委員会が定める基準により、翌学年の教育課程を編成しなければならない。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級の教育課程については、校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。

（運営に関する計画）

第4条 [略]

2 条例第4条第4項の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる学校にあつては、当該学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を運営に関する計画に添えて提出しなければならない。

学校の区分	書類
[略]	
小学校、中学校及び義務教育学校	教科及び領域の週時間配当及び日課時間表 校務分掌 学校行事予定表 国が行う全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査（国が行う調査に準じて本市の機関が行う調査を含む。）並びに国が行う児童生徒の

第3条 校長は、毎年、学習指導要領（幼稚園にあつては幼稚園教育要領）及び教育委員会が定める基準により、翌学年の教育課程を編成しなければならない。ただし、高等学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級の教育課程については、校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。

（運営に関する計画）

第4条 [同左]

2 [同左]

学校の区分	書類
[同左]	
小学校及び中学校	教科及び領域の週時間配当及び日課時間表 校務分掌 学校行事予定表 国が行う全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査（国が行う調査に準じて本市の機関が行う調査を含む。）並びに国が行う児童生徒の

	問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類
大阪市立デザイン教育研究所条例(昭和62年大阪府条例第49号)第1条に規定する大阪市立デザイン教育研究所(以下「デザイン教育研究所」という。)	授業科目の週時間配当及び日課時間表 校務分掌 学校行事予定表

(自己評価)

第4条の2 条例第7条第2項の規定による評価(以下「自己評価」という。)を行うに当たっては、校長は、次の項目について行うものとする。

	問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類
高等学校	教科及び領域の週時間配当及び日課時間表 校務分掌 学校行事予定表 国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類

(自己評価)

第4条の2 条例第7条第2項の規定による評価(指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例(平成28年大阪府条例第108号。以下「公立国際教育学校等条例」という。)第2条に規定する学校(以下「公立国際教育学校等」という。)にあっては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下この条及び第19条において「規則」という。)第79条及び第104条第1項により準用する規則第66条第1項の規定による評価。以下「自己評価」という。)を行うに当たっては、

〔(1)～(5) 略〕

2 前項第2号の評価を行うに当たっては、校長は、年度目標の内容に応じ、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状並びに児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員の授業に関する評価の結果から明らかになった現状を踏まえるものとする。

〔3 略〕

(学校評価結果の教育委員会への報告)

第4条の4 校長は、第4条の2第3項の規定により書面を作成したとき及び前条第2項の規定により書面の提出を受けたときは、幼稚園及びデザイン教育研究所にあつては、当該書面を、小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、当該書面に、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかにな

校長は、次の項目について行うものとする。

〔(1)～(5) 同左〕

2 前項第2号の評価を行うに当たっては、校長は、公立国際教育学校等以外の学校にあつては、年度目標の内容に応じ、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状並びに児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員の授業に関する評価の結果、公立国際教育学校等にあつては、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状を踏まえるものとする。

〔3 同左〕

(学校評価結果の教育委員会への報告)

第4条の4 校長は、第4条の2第3項の規定により書面を作成したとき及び前条第2項の規定により書面の提出を受けたときは、幼稚園にあつては、当該書面を、小学校及び中学校にあつては、当該書面に、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類を、高等学校に

った現状等を記載した書類を添えて、それぞれ教育委員会に提出しなければならない。

(運営に関する計画及び学校評価結果の公表)

第4条の5 校長は、条例第4条第4項の規定により運営に関する計画を教育委員会に届け出たとき及び前条の規定により書面を教育委員会に提出したときは、幼稚園及びデザイン教育研究所にあつては、当該運営に関する計画又は当該書面を、小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、当該運営に関する計画又は当該書面に、国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類（国に提出した情報を除く。）を添えて、それぞれ公表するものとする。

(教材の取扱)

第6条 小学校、中学校及び義務教育学校の校長は、教科書の発行されていない教科について、教科書に準ずるものとして図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

[削る]

[削る]

あつては、当該書面に、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類を添えて、それぞれ教育委員会に提出しなければならない。

(運営に関する計画及び学校評価結果の公表)

第4条の5 校長は、条例第4条第4項の規定により運営に関する計画を教育委員会に届け出たとき及び前条の規定により書面を教育委員会に提出したときは、幼稚園にあつては、当該運営に関する計画又は当該書面を、小学校、中学校及び高等学校にあつては、当該運営に関する計画又は当該書面に、国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類（国に提出した情報を除く。）を添えて、それぞれ公表するものとする。

(教材の取扱)

第6条 小学校及び中学校の校長は、教科書の発行されていない教科について、教科書に準ずるものとして図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 高等学校の校長は、教科書の発行されていない教科及び科目について、教科書に準ずるものとして図書を使用するときは、教育委員会に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、公立国際教

2 [略]

(准校長)

第8条 [略]

[2・3 略]

4 准校長は、校長の権限に属する事項のうち、次の各号に掲げる事項について、専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、あらかじめ校長と協議するものとする。

- (1) 学校教育の管理に関すること
- (2) 児童及び生徒の管理に関すること(児童及び生徒の入学、転学及び卒業に関することを除く。)
- (3) 所属職員の管理に関すること
- (4) 学校事務の管理に関すること
- (5) その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること

(副校長)

第8条の2 [略]

[2・3 略]

4 副校長は、校長の権限に属する事項のうち、次の各号に掲げる事項について、校長の命を受けて専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、あらかじめ校長と協議するものとする。

- (1) 学校教育の管理に関すること

育学校等の校長は、教科書の発行されていない教科及び科目について、教科書に準ずるものとして図書を使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

4 [同左]

(准校長)

第8条 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

- (1) 学校教育の管理に関すること。
- (2) 児童及び生徒の管理に関すること(児童及び生徒の入学、転学、退学及び卒業に関することを除く。)
- (3) 所属職員の管理に関すること。
- (4) 学校事務の管理に関すること。
- (5) その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

(副校長)

第8条の2 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

- (1) 学校教育の管理に関すること。

(2) 児童及び生徒の管理に関すること（児童及び生徒の入学、転学及び卒業に関することを除く。）

(3) 所属職員の管理に関すること

(4) 学校事務の管理に関すること

(5) その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること

（教諭（指導専任））

第8条の3 [略]

[2 略]

3 第1項の講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第16項（同法第28条、第49条及び第49条の8において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。

（事務主幹及び事務主任）

第8条の7 小学校、中学校及び義務教育学校に、事務主幹及び事務主任を置くことができる。

[削る]

2 事務主幹及び事務主任は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

3・4 [略]

[削る]

（教務主任等）

第8条の8 [略]

[2 略]

3 中学校及び義務教育学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

[削る]

(2) 児童及び生徒の管理に関すること（児童及び生徒の入学、転学、退学及び卒業に関することを除く。）。

(3) 所属職員の管理に関すること。

(4) 学校事務の管理に関すること。

(5) その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

（教諭（指導専任））

第8条の3 [同左]

[2 同左]

3 第1項の講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第16項（同法第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。

（事務主幹、事務長及び事務主任）

第8条の7 小学校及び中学校に事務主幹及び事務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 高等学校に事務長を置く。

3 事務主幹、事務長及び事務主任は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

4・5 [同左]

6 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

（教務主任等）

第8条の8 [同左]

[2 同左]

3 中学校及び高等学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

4 専門教育を主とする学科を置く高等学校

4 [略]

[削る]

(教務主任等の職務)

第8条の10 [略]

[2～5 略]

[削る]

6 [略]

[削る]

(教務主任等の発令)

第8条の11 教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭のうちから、校長が命ずる。

[2～4 略]

(校内人事)

第8条の15 校内人事（第8条の11第1項の規定により教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事を命ずること、同条第2項の規定により保健主事を命ずること、同条第3項の規定により司書教諭を命ずること、第8条の12第2項の規定により主任等を命ずること並びに前条の規定によ

に、専門学科ごとに学科主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

5 [同左]

6 高等学校に総括実習助手を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(教務主任等の職務)

第8条の10 [同左]

[2～5 同左]

6 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

7 [同左]

8 総括実習助手は、校長の監督を受け、実習助手を総括する。

(教務主任等の発令)

第8条の11 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任は、教諭のうちから、校長が命ずる。

[2～4 同左]

(校内人事)

第8条の15 校内人事（第8条の11第1項の規定により教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任を命ずること、同条第2項の規定により保健主事を命ずること、同条第3項の規定により司書教諭を命ずること、第8条の12第2項の規定により主任等を命ずること並びに前条

り校務の分掌を決定することをいう。以下この条において同じ。) に関し、所属職員による挙手、投票等の方法により、選挙、意向の確認等を行ってはならない。

[2・3 略]

(警備及び防災計画)

第10条 校長は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に届け出なければならない。

(施設及び設備の貸与)

第11条の2 [略]

[削る]

[削る]

(指示及び命令)

第14条 [略]

(小中一貫校)

第15条 [略]

の規定により校務の分掌を決定することをいう。以下この条において同じ。) に関し、所属職員による挙手、投票等の方法により、選挙、意向の確認等を行ってはならない。

[2・3 同左]

(警備及び防災計画)

第10条 校長 (公立国際教育学校等にあっては、公立国際教育学校等条例第1条に規定する指定管理法人。以下次条、第11条、第12条及び第15条において同じ。) は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に届け出なければならない。

(施設及び設備の貸与)

第11条の2 [同左]

2 前項の規定にかかわらず、公立国際教育学校等にあっては、学校の施設及び設備の貸与については、指定管理法人の意見を聞いて教育委員会が許可する。

(懲戒)

第14条 高等学校においては、校長は、懲戒のうち退学又は停学の処分を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(指示及び命令)

第15条 [同左]

(小中一貫校)

第16条 [同左]

[削る]

(中高一貫校)

第17条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）と同表右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）は、学校教育法第71条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
大阪市立水都国際中学校	大阪市立水都国際高等学校

(併設型中学校の定員及び通学区域)

[削る]

第18条 併設型中学校の定員及び通学区域は、教育委員会が別に定める。

(併設型中学校への入学の許可)

[削る]

第19条 併設型中学校への入学は、規則第117条により準用する規則第110条の規定により、教育委員会が別に定めるところにより行う入学者の選抜に基づき、校長が許可する。

(併設型中学校への転学)

[削る]

第20条 併設型中学校への転学は、認めないものとする。

[削る]

(併設型中学校からの転学)

第21条 併設型中学校からの転学の許可は校長が行う。

2 併設型中学校から転学しようとする者は、所定の願書を校長に提出しなければならない。

3 校長は、第1項の規定による転学許可を行ったときは、指導要録の写しその他必要な書類を転学先の校長に送付するとともに、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(準用)

[削る]

第22条 第14条の規定は、併設型中学校に準用する。この場合において、同条中「高等学校」とあるのは「併設型中学校」と、「退学又は停学」とあるのは「退学」と読み替えるものとする。

(共同学校事務室)

(共同学校事務室)

第16条 別に定める小学校、中学校及び義務教育学校に共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に規定する共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く。

第23条 別に定める小学校及び中学校に共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く。

[2 略]

[2 同左]

3 総括室長は、第2項に定める地域の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員をもって充て、室長、副室長及び室員は、別に定める小学校、中学校及び義務教育学校

3 総括室長は、第2項に定める地域の小学校及び中学校の事務職員をもって充て、室長、副室長及び室員は、別に定める小学校及び中学校の事務職員をもって充てる。

<p>の事務職員をもって充てる。</p> <p>[4～7 略]</p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第17条</u> <u>第8条、第8条の2、第8条の4、第8条の6、第8条の8及び第8条の12</u>の規定は、<u>幼稚園</u>には適用しない。</p> <p><u>2</u> <u>第5条から第7条まで、第8条から第8条の8まで、第8条の10から第8条の12まで及び第9条の規定は、デザイン教育研究所には適用しない。</u></p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p>	<p>[4～7 同左]</p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第24条</u> <u>第3条、第7条、第8条から第8条の13まで、第9条及び第14条の規定は、公立国際教育学校等</u>には適用しない。</p> <p>[新設]</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第25条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定に二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則（平成26年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p><u>大阪市立幼稚園</u>の使用料に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>大阪市立幼稚園</u>の使用料に関する条例(昭和26年大阪市条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要</p>	<p><u>大阪市立学校の授業料等及び幼稚園</u>の使用料に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>大阪市立学校の授業料等及び幼稚園</u>の使用料に関する条例(昭和26年大阪市条例第3号。以下「条例」とい</p>

な事項を定めるものとする。

[削る]

う。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(授業料の徴収)

第3条 授業料は、原則として4月分から6月分まで、7月分から9月分まで、10月分から12月分まで及び1月分から3月分までをそれぞれ一括して徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、学年の中途において入学、転学（転籍を含む。以下同じ。）、編入、卒業又は退学する者の、月の初日から末日までの期間の全日数在学习しない月の授業料及び学年の中途において大阪市立の高等学校から転学した者（月の初めに転学先の高等学校において在学を開始した者を除く。）の転学先の高等学校における当該転学した月の授業料は徴収しない。ただし、教育長が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

3 授業料の徴収期限は、次の表のとおりとする。

授業料	4月 分 か ら 6 月 分 ま で	7月 分 か ら 9 月 分 ま で	10月 分 か ら 12 月 分 ま で	1月 分 か ら 3 月 分 ま で
徴収期限	4月 20日	7月 20日	10月 20日	1月 20日

4 前項の規定にかかわらず、学年の中途に

において大阪市立の高等学校に転学又は編入する者の徴収期限は、当該転学又は編入の日の属する月の末日とする。

5 学年の中途において大阪市立の高等学校から転学、卒業又は退学する者の徴収期限は、当該転学、卒業又は退学の日が第3項に定める徴収期限前である場合は、当該転学、卒業又は退学の日とする。

6 前3項の徴収期限が、日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日及び休日以外の日とする。

7 第3項から第5項までの規定にかかわらず、条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定による受給資格の認定の申請を行った者

(2) 法第17条の規定による届出を行った者

(3) その他教育長が特別の事由があると認める者

8 前項の規定による徴収猶予を行うことができる授業料及び徴収猶予を行った場合の徴収期限は、次の表のとおりとする。ただし、転学その他の特別の事由によりこれによりがたいと認める者については、教育長が別に定めることができる。

区分	授業料	徴収期限
前項第1号に該当する者	4月分から6月分までの授業料	8月21日
前項第2号に該当する者	7月分から9月分までの授業料	11月21日
	10月分から12月分までの授業料	11月21日
前項第3号に該当する者	教育長の定める月の授業料	教育長の定める日

9 学年の中途に入学した者については、高等学校等就学支援金の支給に関する限りにおいて、当該入学した月の1日に在学しているものとみなす。

(聴講料の徴収)

第4条 聴講料は、入学者の選抜に合格した者を通知した日から5日以内に徴収する。

(幼稚園使用料の徴収)

第5条 条例第4条第1号に定める幼稚園使用料は毎月20日（4月にあつては30日。）までに徴収する。

[削る]

(幼稚園使用料の徴収)

第3条 条例第2条第1号に定める幼稚園使用料は毎月20日（4月にあつては30日）までに徴収する。

2 月の途中で入園する者に係る条例第2条第1号に定める幼稚園使用料は、入園の許

2 月の途中で入園する者に係る条例第4条第1号に定める幼稚園使用料は、入園の許

<p>可日から入園する日までに徴収する。</p> <p>3 <u>条例第2条第2号</u>に定める幼稚園使用料は、利用日からその翌月15日（4月に利用した幼稚園使用料にあつては<u>5月20日</u>）までの間に教育長が定める方法により徴収する。</p> <p>[4 略]</p> <p>(<u>条例第2条第2号ア</u>の教育委員会規則で定める長期休業期間)</p> <p><u>第4条</u> <u>条例第2条第2号ア</u>の教育委員会規則で定める長期休業期間は、大阪市立幼稚園園則（昭和35年大阪市教育委員会規則第12号）第3条第1項第3号から第5号までに定める期間とする。</p> <p>(児童手当からの費用の徴収に係る通知)</p> <p><u>第5条</u> 児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第1項に規定する方法によって幼稚園使用料（<u>条例第2条第1号</u>に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を徴収しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、大阪市児童手当法施行細則（昭和47年大阪市規則第6号）第2条の規定による児童手当の支払日までに、当該徴収の対象となる児童手当法第8条第1項に規定する受給資格者（以下「児童手当受給資格者」という。）に通知するものとする。</p> <p>[(1)～(5) 略]</p>	<p>可日から入園する日までに徴収する。</p> <p>3 <u>条例第4条第2号</u>に定める幼稚園使用料は、利用日からその翌月15日（4月に利用した幼稚園使用料にあつては<u>5月20日</u>。）までの間に教育長が定める方法により徴収する。</p> <p>[4 同左]</p> <p>(<u>条例第4条第2号ア</u>の教育委員会規則で定める長期休業期間)</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第4条第2号ア</u>の教育委員会規則で定める長期休業期間は、大阪市立幼稚園園則（昭和35年大阪市教育委員会規則第12号）第3条第1項第3号から第5号までに定める期間とする。</p> <p>(児童手当からの費用の徴収に係る通知)</p> <p><u>第7条</u> 児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第1項に規定する方法によって幼稚園使用料（<u>条例第4条第1号</u>に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を徴収しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、大阪市児童手当法施行細則（昭和47年大阪市規則第6号）第2条の規定による児童手当の支払日までに、当該徴収の対象となる児童手当法第8条第1項に規定する受給資格者（以下「児童手当受給資格者」という。）に通知するものとする。</p> <p>[(1)～(5) 同左]</p>
--	---

[2 略]

[削る]

[削る]

[2 同左]

(入学検定料及び入学料の徴収)

第8条 入学検定料は入学願書提出のときまでに、入学料は入学者の選抜に合格した者を発表した日（大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）第17条に規定する併設型高等学校において、同条に規定する当該高等学校に係る併設型中学校から入学者の選抜によらずに入学する者にあつては、当該入学予定者を発表した日）から5日以内に、それぞれ徴収する。

2 既納の入学料は、還付しない。ただし、教育長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の入学検定料は、次に定める事由があるときに還付することができる。

ア 入学検定料を納付したが大阪市立学校に出願しなかったとき

イ 入学検定料を誤って複数回払い込んだとき

ウ その他教育長が特別の事由があると認めるとき

(授業料の未納者に対する措置)

第9条 学校長は、正当な理由なく授業料を滞納し、かつ、納付の意思が認められない者に対し、その者の出席を停止することができる。

(幼稚園使用料の未納者に対する措置)

第6条 幼稚園長は、正当な理由なく条例第2条第1号に定める幼稚園使用料を滞納し、かつ納付の意思が認められない者に対し、その者を退園させることができる。

2 幼稚園長は、条例第2条第1号に定める幼稚園使用料を滞納し、かつ、居所が不明である者に対し、その者を退園させることができる。

3 幼稚園長は、正当な理由なく条例第2条第2号に定める幼稚園使用料を滞納し、かつ、納付の意思が認められない者に対し、その者の当該幼稚園において行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第10号の一時預かり事業の利用を中止させ、又は拒否することができる。

[削る]

2 学校長は、前項の規定により出席を停止された者が、引き続き正当な理由なく授業料を滞納し、かつ、納付の意思が認められない場合は、その者を退学させることができる。

3 学校長は、授業料を滞納し、かつ、居所が不明である者に対し、その者を退学させることができる。

(幼稚園使用料の未納者に対する措置)

第9条の2 幼稚園長は、正当な理由なく条例第4条第1号に定める幼稚園使用料を滞納し、かつ納付の意思が認められない者に対し、その者を退園させることができる。

2 幼稚園長は、条例第4条第1号に定める幼稚園使用料を滞納し、かつ、居所が不明である者に対し、その者を退園させることができる。

3 幼稚園長は、正当な理由なく条例第4条第2号に定める幼稚園使用料を滞納し、かつ、納付の意思が認められない者に対し、その者の当該幼稚園において行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第10号の一時預かり事業の利用を中止させ、又は拒否することができる。

(入学料の未納者に対する措置)

第10条 学校長は、正当な理由なく入学料を第8条第1項に規定する徴収期限までに

[削る]

納付せず、かつ、納付の意思が認められない者に対し、その者の入学許可を行わないことができる。

(授業料の免除)

第11条 教育委員会は、条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、授業料を免除することができる。

- (1) 休学し、又は留学する者
- (2) 出席を停止された者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者（法第3条の高等学校等就学支援金又は「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7の高等学校等就学費の支給を受けている者を除く。）
- (4) その他教育長が特別の事由があると認める者

2 前項第1号及び第2号に掲げる者に対する授業料の免除は、月の初日から末日までの全日数が休学期間、留学期間又は出席を停止された期間である場合に、当該月に係る授業料について行うことができる。ただし、教育長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

3 第1項第3号に掲げる者に対する授業料の免除は、教育長が免除を決定した期間の

初日の属する月から当該期間の終了日の属する月までに徴収すべき授業料について行うものとする。

4 第1項第3号に掲げる者が授業料の免除を受けようとするときは、別に定める申請書に必要な書類を添え、学校長を通じて教育長に申請しなければならない。

5 前項の規定による申請があったときは、教育長はその許否を決定し、学校長を通じてその旨を本人に通知する。

(還付)

第12条 条例第13条ただし書の特別の事由がある場合とは、授業料及び幼稚園使用料の過誤納があった場合をいう。

(様式)

第13条 学校長又は幼稚園長は授業料、聴講料及び幼稚園使用料の徴収については、別に定める様式の帳簿により、その事務を処理しなければならない。

2 入学検定料及び入学料の処理については、前項に準ずる。

(督促)

第14条 授業料又は幼稚園使用料を期限内に納付しない者がある場合は、教育委員会は40日以内に、授業料にあってはその者又はその者の保護者若しくは保証人に、幼稚園使用料にあってはその者又はその者の保証人に督促する。

(還付)

第7条 条例第7条ただし書の特別の事由がある場合とは、幼稚園使用料の過誤納があった場合をいう。

(様式)

第8条 幼稚園長は幼稚園使用料の徴収については、別に定める様式の帳簿により、その事務を処理しなければならない。

[削る]

(督促)

第9条 幼稚園使用料を期限内に納付しない者がある場合は、教育委員会は40日以内にその者又はその者の保証人に督促する。

[2 略] (施行の細目) 第10条 [略]	[2 同左] (施行の細目) 第15条 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市立デザイン教育研究所規則の一部改正)

第6条 大阪市立デザイン教育研究所規則(昭和62年大阪市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(懲戒) 第14条 [略] 2 [略] <u>3 所長は、懲戒を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</u>	(懲戒) 第14条 [同左] 2 [同左] [新設]
(職員) 第17条 [略] <u>2 研究所に置く職員の職種については、学校教育法第60条及び大阪市立学校管理規則(昭和35年大阪市教育委員会規則第7号)第8条の3から第8条の7までの規定を準用する。</u>	(職員) 第17条 [同左] [新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定に二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例施行規則の廃止)

第7条 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例施行規則(平成28年大阪市教育委員会規則第50号)は、廃止する。

(大阪市高等学校教育審議会規則の廃止)

第8条 大阪市高等学校教育審議会規則(昭和51年大阪市教育委員会規則第34号)は、廃止する。

(大阪市立高等学校学則の廃止)

第9条 大阪市立高等学校学則(昭和35年大阪市教育委員会規則第8号)は、廃止する。

(大阪市立高等学校通学区域に関する規則の廃止)

第10条 大阪市立高等学校通学区域に関する規則(平成12年大阪市教育委員会規則第28号)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前の期間に係る大阪市立高等学校の授業料については、なお従前の例による。

(参考)

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定申請の公告事項)

第2条 条例第4条第5号の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定公立国際教育学校等管理法人（条例第1条に規定する指定公立国際教育学校等管理法人をいう。以下「指定管理法人」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第12条の3第2項各号及び条例第6条各号のいずれかに該当する法人のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第3条 指定管理法人の指定を受けようとする法人は、所定の指定管理法人指定申請書に法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象学校（条例第2条に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の管理を担当する役員（以下「担当役員」という。）が対象学校の管理を行うために必要な知識又は経験を有することを示す書類
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (5) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (8) 法第12条の3第2項各号及び条例第6条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (9) 指定管理法人の指定を行おうとする期間に属する対象学校の管理に関する事業計画書
- (10) 対象学校の管理の業務を安定的かつ継続的に行うことができることを示す書類
(資料の提出の要求等)

第4条 教育委員会は、条例第7条の規定により指定管理法人の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第5条 法第12条の3第8項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理法人の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、担当役員の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分
- (3) 対象学校の管理の業務の実施状況
- (4) 対象学校の職員の配置状況
- (5) 対象学校の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定管理法人は、毎年度終了後（法第12条の3第10項の規定により指定管理法人の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(担当役員の変更)

第6条 指定管理法人は、担当役員を変更しようとするときは、担当役員にしようとする者が対象学校の管理を行うために必要な知識又は経験を有することを示す書類並びに役員名簿及び履歴

書を添えて、所定の様式により事前に教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由により事前に申請できなかったときは、事後速やかに申請し、承認を求めなければならない。

(処分に関する手続)

第7条 校長は、対象学校の生徒に対して単位の認定、復学その他の処分を行おうとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(参考)

大阪市高等学校教育審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、大阪市高等学校教育審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、条例第1条表中に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。
- 5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(関係者の出席)

第8条 審議会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年11月10日 (教) 規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 (教) 規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月31日 (教) 規則第1号)

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(参考)

大阪市立高等学校学則

第1章 目的

第1条 大阪市立高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第2章 課程の組織及び修業年限

第2条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）に設置する課程の組織及び修業年限は、次のとおりとする。

校名	課程別	設置学科	修業年限
大阪市立高等学校	全日制	普通・理数・英語	3年
大阪市立東高等学校	同	普通・理数・英語	同
大阪市立南高等学校	同	英語・国語・英語探究	同
大阪市立西高等学校	同	英語・流通経済・情報科学・教育情報	同
大阪市立桜宮高等学校	同	普通・人間スポーツ科学	同
大阪市立汎愛高等学校	同	普通・体育（体育・武道（スポーツ））	同
大阪市立水都国際高等学校	同	グローバル探究	同
大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校	同	グローバルビジネス	同
大阪市立住吉商業高等学校	同	商業	同
大阪市立淀商業高等学校	同	商業・福祉ボランティア	同
大阪市立鶴見商業高等学校	同	商業	同
大阪市立都島工業高等学校	同	工業（機械・電気電子工学・都市工学・理数工学・建築・機械電気）	同
大阪市立泉尾工業高等学校	同	工業（工業化学・ファッション工学・セラミック・機械・電気）	同
大阪市立生野工業高等学校	同	工業（機械・電気・電子機械）	同
大阪市立東淀工業高等学校	同	工業（機械工学・電気工学・理工学）	同

大阪市立工芸高等学校	同	工業（インテリアデザイン・プロダクトデザイン・ビジュアルデザイン・建築デザイン・映像デザイン）・美術	同
大阪市立扇町総合高等学校	同	総合	同
大阪市立咲くやこの花高等学校	同	演劇・食物文化・総合	同
大阪市立中央高等学校	定時制	普通・ビジネス	3年以上
大阪市立都島第2工業高等学校	同	普通・工業（機械・電気・都市工学・建築）	同
大阪市立第2工芸高等学校	同	工業（インテリア・クラフト・デザイン）	同

第3章 学年、学期及び休業日

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、教育上支障のないときは、学年を次の学期に分けることがある。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第4条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(5) 春季休業日 3月16日から4月7日まで

2 特に必要があるときは、前項のほかには休業日を別に定め、休業日と授業日を振り替え、又は休

業日を授業日とすることがある。

第4章 教育課程

第5条 教育課程は、校長が編成し、教育委員会の承認を受けるものとする。

第5章 学習の評価及び課程修了の認定

第6条 学習の評価は、原則として平素の授業中において行う。

第7条 各学年の課程修了の認定は、生徒の学習成績の評価及び単位履修状況によつて行う。

2 前項の規定は、学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程及び定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に適用しない。

第8条 所定の教育課程を修了したときは、卒業を認定する。

第6章 収容定員及び職員組織

第9条 収容定員は、次のとおりとする。

校名	課程別	収容定員
大阪市立高等学校	全日制	960
大阪市立東高等学校	同	960
大阪市立南高等学校	同	320
大阪市立西高等学校	同	400
大阪市立桜宮高等学校	同	849
大阪市立汎愛高等学校	同	960
大阪市立水都国際高等学校	同	240
大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校	同	800
大阪市立住吉商業高等学校	同	680
大阪市立淀商業高等学校	同	720
大阪市立鶴見商業高等学校	同	680
大阪市立都島工業高等学校	同	1,150
大阪市立泉尾工業高等学校	同	575
大阪市立生野工業高等学校	同	460
大阪市立東淀工業高等学校	同	584
大阪市立工芸高等学校	同	720

大阪市立扇町総合高等学校	同	360
大阪市立咲くやこの花高等学校	同	720
大阪市立中央高等学校	定時制	1,120
大阪市立都島第二工業高等学校	同	480
大阪市立第二工芸高等学校	同	480

2 学校に転学又は編入学する者に係る収容定員は、教育長が別に定める。

3 募集人員は、毎年教育長が定める。

第10条 学校に、校長、教頭、教諭、事務職員、養護教諭、実習助手、校医その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、准校長を置くことができる。

第7章 入学、退学、休学、転学及び卒業

第11条 学校に入学する時期は、毎学年の始めとする。ただし、臨時に入学を許可することができる。

2 単位制による課程において、教育上支障のないときは、学期の区分に従い、入学を許可することがある。

第12条 学校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同程度の学力があると認定された者
- (6) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同程度の学力があると認めた者

2 単位制による課程において、特定の科目の聴講を志願する者があるときは、学校において選考のうえ、校長が科目履修生として入学を許可することがある。

第13条 学校に入学しようとする者は、入学願書に入学検定料を添えて、校長に願い出なければな

らない。

2 前項の規定にかかわらず、大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）第17条に規定する併設型中学校から同条に規定する当該併設型中学校に係る併設型高等学校に入学しようとする者は、当該併設型高等学校の校長が定めるところにより願出なければならない。

第14条 学校の入学者の選抜に関する事項は、別に定める。

第15条 入学、退学、休学、転学、転科及び併修の許可は校長が行う。

第16条 学校に入学を許可された者（第12条第2項に規定する科目履修生として入学を許可された者を除く。）は、入学許可の日から10日以内に保証書を校長に提出しなければならない。

第17条 退学、休学、転学、転科及び併修しようとする者は、所定の願書により校長に願出なければならない。

第18条 校長は、第8条の規定により卒業を認定した者には、卒業証書を受ける。

第8章 授業料、聴講料、入学検定料及び入学金

第19条 授業料、聴講料、入学検定料及び入学金は、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の定めるところによる。

第9章 賞罰

第20条 校長は、教育上必要があると認めるときは、表彰又は懲戒することがある。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

第21条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 細則

第22条 第5条、第8条、第10条、第13条、第15条、第17条及び第18条の規定は、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する学校には適用しない。

第23条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この改正規則は、公布の日から施行する。
- 2 東北地方太平洋沖地震により被災した者が、平成23年度に学校に入学（転学及び編入学を含む。）することを希望するときは、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これを許可することができる。

附 則（昭和37年2月22日（教）規則第6号）

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年3月30日（教）規則第1号）

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年2月17日（教）規則第2号）

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月7日（教）規則第6号）

この規則は、昭和41年4月8日から施行する。

附 則（昭和42年1月17日（教）規則第2号）

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年1月25日（教）規則第1号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年2月15日（教）規則第2号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日（教）規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日（教）規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年1月25日（教）規則第2号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日（教）規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月28日（教）規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日（教）規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和49年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年9月1日（教）規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日（教）規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日（教）規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年2月10日（教）規則第1号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月16日（教）規則第5号）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年1月25日（教）規則第3号）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年1月24日（教）規則第2号）

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日（教）規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年1月14日（教）規則第1号）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年1月20日（教）規則第1号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年1月19日（教）規則第1号）

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年4月1日（教）規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日（教）規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年1月19日（教）規則第1号）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成元年1月13日（教）規則第1号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年1月17日（教）規則第1号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成3年1月9日（教）規則第1号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月17日（教）規則第14号）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成4年7月1日（教）規則第42号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成4年12月16日（教）規則第49号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成5年11月19日（教）規則第24号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成5年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月15日（教）規則第23号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月15日（教）規則第24号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月21日（教）規則第31号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月19日（教）規則第20号）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月12日（教）規則第23号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月20日（教）規則第15号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月11日（教）規則第18号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月29日（教）規則第29号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月10日（教）規則第33号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日（教）規則第31号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月27日（教）規則第27号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日（教）規則第29号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月30日（教）規則第39号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日（教）規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月18日（教）規則第52号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月31日以前に入学した者に係る設置学科については、なお従前の例による。

附 則（平成14年11月22日（教）規則第56号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日（教）規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月21日（教）規則第23号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日（教）規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月26日（教）規則第19号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日（教）規則第37号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月10日（教）規則第33号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日（教）規則第56号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第5号の改正規定は平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年11月21日（教）規則第38号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日（教）規則第36号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日（教）規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月9日（教）規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月17日（教）規則第54号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日（教）規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日（教）規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月25日（教）規則第32号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日（教）規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月19日（教）規則第25号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日（教）規則第5号）

この規則は、平成25年2月18日から施行する。

附 則（平成25年2月27日（教）規則第9号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月22日（教）規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第9条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日（教）規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日（教）規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月11日（教）規則第51号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月25日（教）規則第49号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月24日（教）規則第45号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月19日（教）規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第13条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月16日（教）規則第17号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月22日（教）規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日（教）規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月13日（教）規則第18号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(参考)

大阪市立高等学校通学区域に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、高等学校教育の機会均等を図るため、地域社会の実情を踏まえ、大阪市立高等学校（以下「学校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 学校の通学区域は、大阪府内全域とする。

(施行の細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、学校の通学区域に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月30日（教）規則第40号）

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成19年2月23日（教）規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日（教）規則第37号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月22日（教）規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月19日（教）規則第35号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。